

2020年3月25日

内閣総理大臣 安倍晋三殿
厚生労働大臣 加藤勝信殿

認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい
東京都新宿区山吹町 362 番地みどりビル 2F

理事長 大西連

Tel:03-6265-0137 Fax:03-6265-0307

<https://www.npomoyai.or.jp/> info@npomoyai.or.jp



新型コロナウイルスに関連した緊急的な生活困窮者支援施策の整備について

私たちは、国内の貧困問題に取り組むNPOとして、生活困窮された方や社会保障制度を必要とされている方への相談・支援をおこなっています。

現在、新型コロナウイルスに関連して、「リーマンショック以上の景気の悪化」が叫ばれる情勢となっています。感染予防のための小中高校等の一斉休校や、イベント等の自粛および小売店などでの営業時間の短縮等により、収入が減少したり、失業する人が多くうまれています。また、新型コロナウイルスの感染の終息が長引いた場合、さらに多くの人々が経済的に困窮したり、住まいを失うリスクにさらされます。

厚労省は、新型コロナウイルスに関連して、「生活困窮者自立支援制度の活用について（3月3日）」「住居確保給付金の活用について（3月9日）」「緊急小口資金等の特例貸し付けの拡大について（3月10日）」「生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について（3月10日）」など、生活困窮者の支援について各自治体に通知等を発出しています。さらに、報道等によれば、景気の悪化や経済活動の停滞への対策として、現金給付等をふくめ、具体的な準備が進められつつあると聞きます。

これらの状況をふまえつつも、現在検討されている支援策のみでは生活に困窮される方への支援として不十分であると考えます。緊急時であるからこそ、大胆かつ抜本的な支援策の拡充が必要です。生活に困窮された人々が一人でも多く、また速やかに生活を再建できるよう、「生活困窮者自立支援制度」や「生活福祉資金貸付」、「生活保護」などの諸制度について、以下の通り改善を要望します。

1. 住居確保給付金について

- ・ 離職等の要件を緩和すること（就労中で収入減などの人も対象とすること）
- ・ 支給期間については、求職活動要件を緩和し、最長9か月の受給を容易にすること
- ・ 住居喪失を防ぐために、不動産関連団体等に対して、新型コロナウイルスに関連した住居確保給付金や生活保護制度の対応について周知すること

また、下記の点についてその実現に向けて早急に技術的な検討をおこなうこと

- ・ 資産要件を撤廃し収入要件のみで支給の可否を決定すること
- ・ 支給期間を最長12か月に拡大すること
- ・ 申請日によらず収入状況等を勘案して遡及して支給すること

2. 生活福祉資金貸付について

- ・緊急小口資金貸付については申請から決定までの審査期間について最長でも3日程度に短縮するほか、総合支援資金貸付（生活支援費）に関しては、同じく14日程度に短縮し、早期に支援を開始できるようにすること
- ・すでに負債がある、過去に生活福祉資金貸付を利用したが返済が滞っている場合であっても、貸付の対象とすること
- ・据置期間が終了する際に生活再建のための支援が依然として必要と認められる場合（所得が住民税非課税となる基準を下回る場合など）、返還を免除すること

3. 生活保護制度の柔軟な運用について

- ・新型コロナウイルスに関連して予期せぬ急な収入減が発生することに鑑みて、保護の要否判定において「その判定をおこなう日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額」ではなく、現在の収入に基づきおこなうこと
- ・休業等による政府の補償等の入金の手続きが見込める人に関しても現在の収入と資産等の状況で保護を決定し、必要に応じて法63条に基づく保護費返還（「63条返還」）などによる対応を認めること（なお、「63条返還」での返還時においては「自立更生計画」等の策定を柔軟に認めること）
- ・申請時に医療が必要な人には、ただちに医療扶助の適応をおこなうこと

4. 上記以外の低所得者向けの経済対策および支援策について

- ・全世帯に対して一人月に10万円程度の現金給付を複数月（2～3か月）にわたっておこなうこと
- ・社会保険料（特に基礎年金部分）について、支払い免除とすること（6か月～12か月程度）
- ・公共料金について、一般世帯については支払い猶予に、低所得世帯（例えば住民税非課税世帯等）については支払い免除とすること（6か月～12か月程度）
- ・住居喪失した人に対して公営住宅等の空き室を一定期間（6か月～12か月程度）無償提供すること
- ・住居喪失を防ぐために、不動産関連団体等に対して、新型コロナウイルスに関連した家賃滞納を理由に賃貸契約の解約を無効とするように法改正も含め検討すること
- ・東京オリンピック・パラリンピックが延期となったため、選手村として活用する予定であった宿舎を住居喪失した人の緊急的な居室として活用すること（6か月～12か月程度）

以上